

平成二十九年内閣府令第五十号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に  
関する法律施行規則

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に  
関する法律（平成二十八年法律第七十六号）及び人工  
衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律  
施行令（平成二十九年政令第二百八十号）の規定  
に基づき、並びに同法を実施するため、人工衛星  
等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行  
規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この府令において使用する用語は、人工  
衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法  
律（以下「法」という。）において使用する用  
語の例による。

（人工衛星等の打上げを行う者と業務上密接な  
関係を有する者）

第二条 法第二条第八号の内閣府令で定める者  
は、次に掲げる者とする。

- 一 当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者
- 二 当該人工衛星等の打上げの用に供された資  
材その他の物品又は役務の提供をした者及び  
その従業者

（特定ロケット落下等損害）

第三条 法第二条第九号の内閣府令で定める事由  
は、次に掲げる事由とする。

- 一 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱
- 二 前号に掲げる事由のほか、法第九条第二項  
に規定する内閣総理大臣の承認を受けた損害  
賠償担保措置におけるロケット落下等損害賠  
償責任保険契約において、保険者が保険金を  
支払わないこととしている事由であつて、内  
閣総理大臣が適当と認めるもの

（人工衛星の管理を行う者と業務上密接な関係  
を有する者）

第四条 法第二条第十一号の内閣府令で定める者  
は、当該人工衛星の管理を行う者の従業者とす  
る。

（人工衛星等の打上げに係る許可の申請等）

第五条 法第四条第一項の許可を受けようとする  
者は、様式第一による申請書を内閣総理大臣に  
提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えな  
ければならない。

- 一 法第十三条第一項の型式認定を受けていな  
い人工衛星の打上げ用ロケットを用いて人工  
衛星等の打上げを行うとすることをあつて  
は、次に掲げる書類

イ 人工衛星の打上げ用ロケットの設計が第  
七条に定めるロケット安全基準に適合して  
いることを証する書類

ロ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ  
用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周  
辺の安全を確保する方法を記載した書類

ハ 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施  
設の適合性を確保する技術的条件を記載し  
た書類

ニ 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績  
又は試験結果を記載した書類

ホ 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の  
評価結果を記載した書類

ヘ 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合  
致していることの確認方法を記載した書類

二 法第十六条第一項の適合認定を受けていな  
い打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを  
行おうとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 打上げ施設の場所、構造及び設備が第八  
条に定める型式別施設安全基準に適合して  
いることを証する書類

ロ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ  
用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周  
辺の安全を確保する方法を記載した書類

ハ 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施  
設の適合性を確保する技術的条件及びその  
条件に適合していることを明らかにする  
書類

三 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

法第四条第二項第六号の内閣府令で定める事  
項は、次に掲げる事項とする。

- 一 人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体  
の名称及び号機番号
- 二 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される  
人工衛星の名称

三 申請者が法人である場合は、役員の名  
使用人の氏名

四 申請者が法人である場合は、役員の名  
使用人の氏名

五 法第五条各号のいずれにも該当しないこ  
と。

4 内閣総理大臣は、法第四条第一項の許可をし  
たときは、申請者に対し、その旨を通知するこ  
ととし、様式第二による許可証を交付するもの  
とする。

5 打上げ実施者は、前項の規定により交付を受  
けた許可証を内閣総理大臣に返納することがで  
きる。この場合において、当該許可は、その効  
力を失う。

（心身の故障により人工衛星等の打上げを適正  
に行うことができない者）

第五条の二 法第五条第三号の内閣府令で定める  
ものは、精神の機能の障害により人工衛星等の  
打上げを適正に行うに当たつて必要な認知、判  
断及び意思疎通を適切に行うことができない者  
とする。

（使用人）

第六条 法第五条第四号及び第五号の内閣府令で  
定める使用人は、申請者の使用人であつて、当  
該申請者の人工衛星等の打上げに係る業務に関  
する権限及び責任を有する者とする。

（ロケット安全基準）

第七条 法第六条第一号の内閣府令で定める基準  
は、次のとおりとする。

一 人工衛星等の打上げを行うことができる飛  
行能力を有するものであること。

二 着火装置等の故障、誤作動又は誤操作（以  
下「故障等」という。）があつても、人工衛  
星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ  
施設の周辺の安全を確保することができる措  
置が講じられていないものであること。

三 人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢  
及び状態を示す信号を送信する機能を有する  
ものであること。

四 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行中断措  
置により当該人工衛星の打上げ用ロケットの  
飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保  
することができる機能を有するものであるこ  
と。

五 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及  
び打上げ施設の周辺の安全確保を図る機能を  
構成する重要なシステム等に、故障等があつ  
ても機能するために十分な信頼性の確保及び  
多重化（同一の機能を有する二以上の系統又  
は機器を同一のシステムに配置することをい  
う。以下同じ。）の措置が講じられているも  
のであること。

六 人工衛星等が分離されるようになるべく破  
片等を放出しないための措置が講じられてい  
るものであること。

七 人工衛星の打上げ用ロケットを構成する各  
段のうち軌道に投入される段に、人工衛星を  
分離した後なるべく破砕を防止するための措  
置が講じられているものであること。

（型式別施設安全基準）

第八条 法第六条第二号の内閣府令で定める基準  
は、次のとおりとする。

一 打上げ施設が、当該打上げ施設の周辺の安  
全を確保できる場所があり、かつ、重要な設  
備等に保安上適切な対策が講じられているこ  
と。

二 打上げ施設に、人工衛星の打上げ用ロケッ  
トの飛行経路及びその周辺の安全を確保する  
適切な発射を行うことができる装置を備える  
ことができること。

三 人工衛星の打上げ用ロケットに使用する着  
火装置等に係る重要なシステム等の故障等が  
あつても、人工衛星の打上げ用ロケットの飛  
行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保す  
ることができる措置が講じられていること。

四 飛行安全管理（人工衛星等の打上げを終え  
るまで、全部若しくは一部の人工衛星が正常  
に分離されていない状態における人工衛星等  
の落下、衝突又は爆発により、地表若しくは  
水面又は飛行中の航空機その他の飛しょう体  
において人の生命、身体又は財産に損害を与  
える可能性を最小限にとどめ、公共の安全を  
確保することをいう。以下同じ。）や飛行中  
断措置を講ずるために必要な、次に掲げる無  
線設備を打上げ施設に備えることができるこ  
と。ただし、飛行安全管理や飛行中断措置を  
講ずるために次に掲げる無線設備を備えるそ  
の他の場所を使用する場合は、この限りでな  
い。

イ 人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿  
勢及び状態を示す信号を電磁波その他を利  
用して受信する方法により把握する機能を  
有する無線設備

ロ 人工衛星の打上げ用ロケットが飛行中断  
措置を信号を受信することにより行う場合  
においては、当該飛行中断措置を講ずるた  
めに必要な信号を送信する機能を有する無  
線設備

五 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及  
び打上げ施設の周辺の安全確保を図る機能を  
構成する重要なシステム等に、故障等があつ  
ても機能するために十分な信頼性の確保及び  
多重化の措置が講じられていること。

（変更の許可の申請等）

第九条 打上げ実施者は、法第四条第二項第二号  
から第五号までに掲げる事項を変更し、第五号第  
二項第一号及び第二号に掲げる書類のうち当該  
変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上

げに係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、法第七条第一項の変更の許可をしたときは、打上げ実施者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証を返納させた上で、様式第二による許可証を再交付するものとする。

3 法第七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。

4 打上げ実施者は、法第七条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第四による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

**(賠償措置額)**

第九條之二 法第九条第二項の内閣府令で定める金額は、人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案して、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により金額を定めたときは、これを告示する。

第九條之三 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、人工衛星等の打上げを行うとする者に対し、賠償措置額の算定に用いる資料の提出を求めることができる。

**(損害賠償担保措置の承認の申請等)**

第九條之四 法第九条第二項の承認を受けようとする者は、様式第四の二による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約(特定ロケット落下等損害に係るものに限る。以下本条及び第十条において同じ。)の締結により損害賠償担保措置を講じようとする場合においては、次に掲げる書類
- イ ロケット落下等損害賠償責任保険契約の約款の写し
- ロ ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険証券の写し

ハ ロケット落下等損害賠償補償契約の約款の写し

ニ ロケット落下等損害賠償補償契約の契約書の写し

二 供託により損害賠償担保措置を講じようとする場合においては、法務局又は地方法務局の名称及び所在地並びに供託物が金銭の場合にあつてはその金額、振替口座の場合にあつてはその銘柄及び金額、振替債以外の有価証券の場合にあつてはその名称、総額面、券面額、回記号、番号、枚数及び附属利賦札を記載した書類

三 ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約の締結又は供託に相当する措置により損害賠償担保措置を講じようとする場合においては、その内容を記載した書類

四 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

第九條之五 法第九条第二項の承認を受けた者は、当該承認を受けた損害賠償担保措置について変更をしようとする場合は、様式第四の三による申請書に、前条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により法第九条第二項の承認を受けた者から提出を受けた書類に基づいて変更の承認をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

**(承認の失効)**

第九條之六 次に掲げる場合には、法第九条第二項の承認は、その効力を失う。

- 一 法第十条第一項の認可を受けたとき。
- 二 法第十条第五項及び法第十一条(第四号を除く。)の規定により法第四条第一項の許可がその効力を失ったとき。
- 三 法第十二条の規定により、法第四条第一項の許可が取り消されたとき。
- 四 前条第一項に規定する場合において、同項の規定による変更の承認の申請をしなかつたとき。
- 五 次条第四項に規定する場合において、同項に規定する書類が提出されなかつたとき。

(打上げ実施者の地位の承継の認可の申請)

第十條 法第十条第一項の認可を受けようとする者は、様式第五による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 譲受人が当該ロケット打上げ計画を執行する十分な能力を有していることを明らかにする書類

二 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

三 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

2 法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第六による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 合併の方法及び条件が記載された書類

二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が当該ロケット打上げ計画を執行する十分な能力を有していることを明らかにする書類

三 合併契約書の写し及び合併比率説明書の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

3 法第十条第三項の認可を受けようとする者は、様式第七による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 分割の方法及び条件が記載された書類

二 分割により人工衛星等の打上げに係る事業を承継する法人が当該ロケット打上げ計画を執行する十分な能力を有していることを明らかにする書類

三 分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し及び分割比率説明書の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類

4 法第十条第二項又は第三項の認可を受けようとする者が、法第九条第二項に規定する承認を受けている場合にあつては、前二項に定めるところによるほか、次に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約の締結により損害賠償担保措置の承認を受けた者にあつては、当該契約の権利義務が承継されることを証する書類

二 供託により損害賠償担保措置の承認を受けた者にあつては、当該供託に係る供託者の権利が承継されることを証する書類

三 相当措置により損害賠償担保措置を講じている者にあつては、当該措置の権利義務が承継されることを証する書類

5 内閣総理大臣は、法第十条第一項、第二項又は第三項の認可をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(死亡等の届出)

第十一條 法第十一条の各号に定める者は、同条の規定による届出をするときは、様式第八による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、法第十一条第一号から第三号までのいずれかに該当する場合は、当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証を添えなければならない。

(許可の取消しを行ふ場合の手続)

第十二條 内閣総理大臣は、法第十二条の規定に基づき、法第四条第一項の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該打上げ実施者へ通知し、当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証の返納を求めるものとする。

(人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定の申請等)

第十三條 法第十三条第一項の型式認定を受けようとする者は、様式第九による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類
- 二 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類
- 三 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類
- 四 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

3 法第十三条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法
- 二 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件

4 内閣総理大臣は、法第十三条第一項の型式認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十による型式認定書を交付するものとする。

5 法第十三条第一項の型式認定を受けた者は、同条第四項の規定により交付を受けた型式認定書を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該型式認定は、その効力を失う。

(設計等の変更の申請等)

第十四条 法第十三条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十一による申請書に、次に掲げる書類を添えて、内閣総理大臣の変更の認定を受けなければならない。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類

二 当該変更後の人工衛星の打上げ用ロケットの設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを証する書類

三 法第十三条第四項の型式認定書の写し

2 内閣総理大臣は、法第十三条第一項の変更の認定をしたときは、法第十三条第一項の型式認定を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定に係る同条第四項の型式認定書を返納させた上で、様式第十による型式認定書を再交付するものとする。

3 法第十四条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十三条第二項第二号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。

4 法第十三条第一項の型式認定を受けた者は、法第十四条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第十二による届出書に、変更事項に係る書類及び法第十三条第四項の型式認定書の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(型式認定の取消しを行う場合の手続)

第十五条 内閣総理大臣は、法第十五条第一項の規定に基づき、法第十三条第一項の型式認定を受けた者の認定を取り消すときは、その旨を書面により当該型式認定を受けた者に通知するものとする。

(打上げ施設の適合認定の申請等)

第十六条 法第十六条第一項の適合認定を受けようとする者は、様式第十三による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類
- 二 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

3 法第十六条第二項第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定年
- 二 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定年月日

4 内閣総理大臣は、法第十六条第一項の適合認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十四による打上げ施設認定書を交付するものとする。

5 法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、同条第四項の規定により交付を受けた打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該適合認定は、その効力を失う。

第十七条 法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、内閣総理大臣の変更の認定を受けなければならない。

- 一 前条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類
- 二 当該変更後の打上げ施設が第八条に定める型式別施設安全基準に適合していることを証する書類

三 法第十六条第四項の打上げ施設認定書の写し

2 内閣総理大臣は、法第十七条第一項の変更の認定をしたときは、法第十六条第一項の適合認定を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、当該打上げ施設の適合認定に係る同条第四項の打上げ施設認定書を返納させた上で、様式第十四による打上げ施設認定書を再交付するものとする。

(人工衛星の管理に係る許可の申請等)

第二十条 法第二十条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十七による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 人工衛星の構造が第二十二条に定める基準に適合していることを証する書類

3 法第十七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。

4 法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、法第十七条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に、変更事項に係る書類及び法第十六条第四項の打上げ施設認定書の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(適合認定の取消しを行う場合の手続)

第十八条 内閣総理大臣は、法第十八条第一項の規定に基づき、法第十六条第一項の適合認定を受けた者の認定を取り消すときは、その旨を書面により当該適合認定を受けた者に通知するものとする。

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例)

第十九条 法第十九条第一項の内閣府令で定める国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)が行う簡略化された手続は、法第十三条第二項の規定にかかわらず、機構が、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十三条第二項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を省略する手続とする。

2 法第十九条第二項の内閣府令で定める機構が行う簡略化された手続は、法第十六条第二項の規定にかかわらず、機構が、その管理し、及び運営する打上げ施設の場所、構造及び設備が第八条に定める型式別施設安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十六条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項並びに第十六条第二項第一号に掲げる書類を省略する手続とする。

(人工衛星の管理に係る許可の申請等)

第二十条 法第二十条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十七による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 人工衛星の構造が第二十二条に定める基準に適合していることを証する書類

3 その他内閣総理大臣が必要と認める書類は、法第二十条第一項の内閣府令で定めるものとする。

- 一 法第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る人工衛星
- 二 法附則第四条の規定に基づき法第二十条第一項の規定を適用しないこととしている人工衛星の管理に係る人工衛星

4 法第二十条第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる人工衛星の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 前項第一号の人工衛星 法第二十条第一項の許可の許可番号又は申請年月日
- 二 前項第二号又は第三号の人工衛星 人工衛星の軌道その他の当該人工衛星を特定することができる情報

5 法第二十条第二項第九号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 人工衛星の名称
- 二 申請者が法人である場合は、役員の氏名
- 三 使用人の氏名
- 四 法第二十一条各号のいずれにも該当しないこと

6 内閣総理大臣は、法第二十条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十八による許可証を交付するものとする。

7 人工衛星管理者は、当該人工衛星等の打上げが行われる前に限り、前項の規定により交付を受けた許可証を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該許可は、その効力を失う。

(心身の故障により人工衛星の管理を適正に行うことができない者)

第二十条の二 法第二十一条第三号の内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により人工衛星の管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(使用人)

第二十一条 法第二十一条第四号及び第五号の内閣府令で定める使用人は、申請者の使用人であつて、当該申請者の人工衛星の管理に係る業務に関する権限及び責任を有する者とする。

(人工衛星の構造に関する基準)  
**第二十二條** 法第二十二條第二号の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

一 人工衛星を構成する機器及び部品（以下「機器等」という。）の飛散を防ぐ仕組みが講じられていること。

二 人工衛星を構成する機器若しくは部品を分離するもの又は人工衛星を他の人工衛星等に結合するものにあつては、他の人工衛星の管理に支障を及ぼさない仕組みが講じられていること。

三 人工衛星の位置、姿勢及び状態の異常を検知したとき、当該人工衛星の破砕を予防する仕組みが講じられていること。

四 人工衛星の管理の期間中又は終了後、地球に落下する人工衛星又は人工衛星を構成する機器等にあつては、空中で燃焼させること等により、公共の安全の確保に支障を及ぼさない仕組みが講じられていること。

五 地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下した人工衛星又は人工衛星を構成する機器若しくは部品を地球に落下させて回収するものにあつては、地球外物質の導入から生ずる地球の環境の悪化を防止する仕組みが講じられていること。

六 地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させる人工衛星又は人工衛星を構成する機器等にあつては、当該天体の有害な汚染を防止する仕組みが講じられていること。

(人工衛星の管理に関する措置)

**第二十三條** 法第二十二條第三号の内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 人工衛星を構成する機器若しくは部品を分離するとき又は人工衛星を他の人工衛星等に結合するときに、他の人工衛星の管理に支障を及ぼさないこと。

二 人工衛星の位置、姿勢及び状態の異常を検知したときに、当該人工衛星の破砕を予防すること又は終了措置を実施すること。

三 法第二十二條第二号に掲げる軌道から異なる軌道に移動し得る能力を有する人工衛星にあつては、他の人工衛星等と衝突する可能性のあることを把握したときに回避することとが適切と判断される場合は、回避すること。

(終了措置)

**第二十四條** 法第二十二條第四号二の内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 人工衛星の管理の終了後における誤作動及び爆発を防止すること。

二 法第二十二條第二号に掲げる軌道から異なる軌道に移動し得る能力を有する人工衛星にあつては、なるべく他の人工衛星の管理に支障を及ぼさない軌道に移動すること。

(変更の許可の申請等)

**第二十五條** 人工衛星管理者は、法第二十二條第二号第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九号による申請書に、第二十二條第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る同条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

二 内閣総理大臣は、法第二十三條第一項の変更の許可をしたときは、人工衛星管理者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の管理に係る第二十二條第六項の許可証を返納させた上で、様式第十八号による許可証を再交付するものとする。

三 法第二十三條第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第二十二條第四号から第八号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。

四 人工衛星管理者は、法第二十三條第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十号による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る第二十二條第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(事故時の届出)

**第二十六條** 人工衛星管理者は、法第二十五條の規定による届出をしようとするときは、様式第二十一号による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 法第二十五條の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該事故が発生した日時及び位置

二 当該事故の発生後の人工衛星の軌道

**第二十七條** 法第二十六條第一項の認可を受けようとする者は、様式第二十二号による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十二條第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 譲受人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類

二 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

三 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

四 人工衛星管理者は、法第二十六條第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十三号による届出書に、前項各号に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十二條第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

三 法第二十六條第三項の認可を受けようとする者は、様式第二十四号による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十二條第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 合併の方法及び条件が記載された書類

二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類

三 合併契約書の写し及び合併比率説明書の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

四 法第二十六條第四項の認可を受けようとする者は、様式第二十五号による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十二條第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 分割の方法及び条件が記載された書類

二 分割により人工衛星の管理に係る事業を承継する法人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類

三 分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類

四 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類

五 内閣総理大臣は、法第二十六條第一項、第三項又は第四項の認可をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(死亡の届出)

**第二十八條** 相続人は、法第二十七條第一項の規定による届出をするときは、様式第二十六号による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

る届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(終了措置の届出)

**第二十九條** 人工衛星管理者は、法第二十八條第一項の規定による届出をするときは、様式第二十七号による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(解散の届出)

**第三十條** 清算人又は破産管財人は、法第二十九條第一項の規定による届出をするときは、様式第二十八号による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(許可の取消しを行う場合の手続)

**第三十一條** 内閣総理大臣は、法第三十條第一項の規定に基づき、法第二十二條第一項の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該人工衛星管理者に通知し、当該人工衛星の管理に係る第二十二條第六項の許可証の返納を求めるものとする。

(立入検査をする者の身分証明書)

**第三十二條** 法第三十一條第二項の職員の身分を示す証明書は、様式第二十九号によるものとする。

(ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の上限)

**第三十二條之二** 法第四十條第二項の内閣府令で定める金額は、三千五百億円とする。

(業務の委託の範囲)

**第三十三條** 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令第二十一條第一項第三号の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 補償金の支払の請求に係る書類の確認及び補正の指示

二 補償金の額の算定

三 支払うべき補償金の送金

四 前各号に掲げるもののほか、補償金の支払に関し必要な業務のうち軽微なもの

(告示の内容)

**第三十四條** 法第四十八條第二項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 業務の委託を開始する年月日

二 委託した業務の内容

(供託することができる有価証券)

**第三十五條** 法第四十九條の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 国債証券（振替国債を含む。）

二 地方債証券

三 政府保証債券（その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。）

四 特別の法律により法人の発行する債券（前号に掲げるものを除く。）

五 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（前二号に掲げるもの、自己の社債券及び会社法（平成十七年法律第八十六号）による特別清算開始の命令を受け、特別清算終了の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産手続終了の決定若しくは破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終了の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終了の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

（供託物の取戻しの申請）

第三十六条 打上げ実施者は、第五十一条の規定による承認を受けようとするときは、様式第三十による申請書に、同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該人工衛星等の打上げについて現に存する供託物が金銭の場合にあつてはその金額、振替国債の供託にあつてはその銘柄及び金額、振替債以外の有価証券の場合にあつてはその名称、総額面、券面額、回数、番号、枚数及び附属利賦札

二 取り戻そうとする供託物が金銭の場合にあつてはその金額、振替国債の供託にあつてはその銘柄及び金額、振替債以外の有価証券の場合にあつてはその名称、総額面、券面額、回数、番号、枚数及び附属利賦札

（書面の用語等）

第三十七条 この府令に規定する申請書及び届出書は、日本語で作成しなければならない。ただし、住所、氏名又は名称及び連絡先については、外国語で記載することができる。

2 この府令に規定する申請書及び届出書に添える書類は、日本語又は英語で記載されたものに限る。ただし、英語で記載されたものであるときは、その日本語による翻訳文を提出しなければならない。

3 特別の事情により、前項の書類が同項に定める言語で提出することができない場合は、同項の規定にかかわらず、その日本語による翻訳文を添えて提出することができる。

附則

第一条 この府令は、法の施行の日から施行する。ただし、第五条第一項から第三項まで、第十三条第一項から第三項まで、第十六条第一項から第三項まで、第十九条及び第二十条第一項から第三項までの規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。（準備行為）

第二条 法附則第二条に規定する許可又は認定を受けようとする者は、この府令の施行前においても、第五条第一項から第三項まで、第十三条第一項から第三項まで、第十六条第一項から第三項まで、第十九条及び第二十条第一項から第三項までの規定の例により、その申請を行うことができる。

附則（平成三〇年一〇月二六日内閣府令第五〇号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二七日内閣府令第一五号）  
この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月一三日内閣府令第二七号）  
この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附則（令和二年一二月二八日内閣府令第八四号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年八月二日内閣府令第五二号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年一二月一六日内閣府令第七四号）  
この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律の施行の日（令和三年十二月二十三号）から施行する。

様式第一（第五条第一項関係）

様式第一（第五条第一項関係）

人工衛星等の打上げに関する許可申請書

年月日

内閣府大臣 殿

（敬称略）  
姓 氏 名  
（法人にあつては、名称）  
住所 等

以下のとおり、人工衛星等の打上げの許可を求めたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星等の運用に関する法律（本法律）第五条第一項の規定により、申請します。

記

人工衛星等の打上げの目的等	
①の設計（図紙1）又は設計の認定番号	
打ち上げの時期、機体の構造及び仕様（図紙2）又は設計の認定番号	
打ち上げの時期	
人工衛星等の打上げの目的等	
①の型式、機体の名称及び仕様番号	
人工衛星等の打上げの目的等	
①に搭載される人工衛星等の構造及び仕様番号	
人工衛星の名称、利用の目的及び用途	
人工衛星等の打上げに係る事業者を行う役員の名簿（役員は個人に限る）	
人工衛星等の打上げに係る事業者を行う代理人の名簿（代理人は個人に限る）	
搭載される人工衛星等の構造及び仕様	

- 備考 1 掲載の大きさは、日本縦書きでA4とする。
- 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の運用に関する技術情報開示義務と機密性に關する事項を記載すること。

(図表1) 人工衛星の打上げ用ロケットの設計

1 概要

主要設計	
長さ (m)	
直径 (m)	
総質量 (kg)	
エンジン数 (基)	
エンジン等 (基)	
エンジン等 (基) (N)	
推力 (kN)	
推力増強方式	
主要搭載電子装置	

備考 1 長さ又は、總質量の単位は本表上の単位以外の単位を使用しない。例：kg、mm  
※2 機密性のある技術情報は、機密情報として記載する必要がある。

衛星プラットフォーム	
長さ (m)	
直径 (m)	
質量 (kg)	
搭載搭載電子装置	

2 ロケットシステム諸細目

多用途の設計 (必要に応じて機密情報として機密に設定可能な項目)	
長さ (m)	
直径 (m)	
質量 (kg)	
エンジン数 (基)	
エンジン等 (基) (N)	
推力 (kN)	
推力増強方式	
主要搭載電子装置	

備考のコメント：ロケットシステム諸細目の機密情報は機密情報として機密に設定可能な項目

打上げ施設	
長さ (m)	
直径 (m)	
質量 (kg)	

- 3 射撃台
- 4 エンジン諸細目 (例)
  - 備考 1 機密性のある技術情報は、機密情報として機密に設定可能な項目
  - 備考 2 機密情報として機密に設定可能な項目
- 5 機密性のある必要人工衛星 (以下「機密人工衛星」という。) 機密の設計のため  
の設計
- ※1 機密性のある必要人工衛星に関する情報
- ※2 機密情報として機密に設定可能な項目

(図表2) 打上げ施設の構造、構造及び設備

1 概要

施設概要	
長さ (m)	
直径 (m)	
質量 (kg)	
構造	
設備	

備考 1 長さ又は、直径の単位は本表上の単位以外の単位を使用しない。例：kg、mm  
2 構造又は、設備の機密情報は、機密情報として機密に設定可能な項目

2 主要設備

※1 機密情報として機密に設定可能な項目

3 射撃台

※1 機密情報として機密に設定可能な項目 (人工衛星の機密情報に関する項目は機密情報として機密に設定可能な項目)

4 射撃台の構造に関する主要機密情報

※1 機密情報として機密に設定可能な項目

- 5 射撃台
- 6 射撃台の構造に関する主要機密情報
- 7 射撃台の構造に関する主要機密情報
- 8 射撃台の構造に関する主要機密情報
- 9 射撃台の構造に関する主要機密情報
- 10 射撃台の構造に関する主要機密情報

- (別紙3) ロケット打上げ計画
- 1 保安及びセキュリティ対策
  - 2 防災計画の策定等
  - 3 機密等の取扱いに係る安全管理
  - 4 着下駄に何等も考慮した飛行経路の設定
  - 5 適切な着下駄昇降の設定
  - 6 警戒区域の設定及び第三者の進入防止措置の確保
  - 7 自然災害等による警備命令時の対応
  - 8 機空機や機空機等の事前連絡
  - 9 適切な打上げ日時の設定
  - 10 搭載される人工衛星を考慮した飛行能力
  - 11 知能状況を踏まえた飛行能力の確保
  - 12 警戒区域解除前の第三者侵入防止
  - 13 飛行安全管理の実施
  - 14 飛行中継の実施
  - 15 海上浮遊物の回収
  - 16 軌道上プロシエラ発生時の対応
  - 17 ロケット機体投入時の保護距離からの撤去
  - 18 ロケット打上げ計画を履行する際の機能

様式第二（第五条第四項及び第九条第二項関係）

**様式第二（第五条第四項及び第九条第二項関係）**

人工衛星等の打上げ（変更）許可書

下記のとおり申請のあった人工衛星等の打上げについて、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律 第4条第1項 第2条第2項 の規定により（変更）許可する。

申 請 日 年 月 日

内閣府大臣 殿

記

- 1 申請年月日
- 2 打上げ実施者の氏名又は名称
- 3 許可番号
- 4 人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体の名称及び登録番号
- 5 打上げ機体の名称及び機体番号  
名称： 〇〇〇  
機体： 〇〇〇
- 6 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の名称
- 7 許可に付した条件

様式第三（第九条第一項関係）

**様式第三（第九条第一項関係）**

人工衛星等の打上げに係る変更の許可申請書

許可番号	
申請年月日	
人工衛星の登録番号	

内閣府大臣 殿 年 月 日

（親称番号）  
記 号  
氏 名  
（法人にあっては、名称）  
番 号

下記のとおり、人工衛星等の打上げに係る変更の許可を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第4条第1項第2号の規定により、申請します。

変更の内容	記	
	前	後
変更理由		

備考 1 前掲の氏名又は名称は、日本国登録簿第A.4.2.1条によること。  
2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び許可書の申請を添付すること。

様式第四（第九条第四項関係）

**様式第四（第九条第四項関係）**

人工衛星等の打上げに係る変更届出書

許可番号	
申請年月日	
人工衛星の登録番号	

内閣府大臣 殿 年 月 日

（親称番号）  
記 号  
氏 名  
（法人にあっては、名称）  
番 号

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第7条第2項に規定される変更をしたので、届出の届出により、関係書類等を添付して届出します。

変更の内容	記	
	前	後
変更理由		

備考 1 前掲の氏名又は名称は、日本国登録簿第A.4.2.1条によること。  
2 当該変更事項に係る書類及び許可書の申請を添付すること。

様式第四の二（第九条の四第一項関係）

様式第四の二（第九条の四第一項関係）  
 労働者代表団の承認申請書

年月日

内閣府大臣 殿

（代表者）  
 姓 名  
 氏 名  
 （法人においては、名称）  
 番 号

下記のとおり、労働者代表団の承認を受けたいので、人工業法等の訂上げ及び人工業等の管理に関する法律施行規則第9条の4第1項の規定により、申請します。

記

人工業等の訂上げを定する法	
人工業等の訂上げの訂上げの法律 制定の目的の人工業等を定める までの法律	
人工業等の訂上げの訂上げの法律 制定の目的の人工業等を定める までの法律	
人工業等の訂上げの訂上げの訂上げ の法律制定の目的の人工業等を 定めるまでの法律	
人工業等の訂上げの訂上げの訂上げ の法律制定の目的の人工業等を 定めるまでの法律	
訂上げとする労働者代表団の組織	□労働者代表団 □労働者代表団及び労働者代表団の組織 □労働者代表団
法律4条第1項の許可の取得状況	□労働者代表団 □労働者代表団及び労働者代表団の組織 □労働者代表団

備考 1 同欄の数字は、日本産業関係法4条によること。  
 2 人工業等の訂上げ及び人工業等の管理に関する法律施行規則第9条の4第2

項各号に掲げる書類を添付すること。

様式第四の三（第九条の五第一項関係）

様式第四の三（第九条の五第一項関係）  
 労働者代表団の変更の承認申請書

年月日

内閣府大臣 殿

（代表者）  
 姓 名  
 氏 名  
 （法人においては、名称）  
 番 号

下記のとおり、労働者代表団の変更の承認を受けたいので、人工業法等の訂上げ及び人工業等の管理に関する法律施行規則第9条の4第1項の規定により、申請します。

記

労働者代表団の変更の内容	
変更理由	

備考 1 同欄の数字は、日本産業関係法4条によること。  
 2 人工業等の訂上げ及び人工業等の管理に関する法律施行規則第9条の4第1項各号に掲げる書類のうち添付変更事項に係る書類を添付すること。

様式第五（第十条第一項関係）

様式第五（第十条第一項関係）  
 人工業等の訂上げに係る事業の譲渡及び譲受け許可申請書

年月日

内閣府大臣 殿

（譲渡人）（代表者）  
 姓 名  
 氏 名  
 （法人においては、名称）  
 番 号

（譲受人）（代表者）  
 姓 名  
 氏 名  
 （法人においては、名称）  
 番 号

下記のとおり、人工業等の訂上げ及び人工業等の管理に関する法律第10条第1項の規定により、人工業等の訂上げに係る事業の譲渡及び譲受けについて許可を受けたいので申請します。

記

譲渡人及び譲受人の氏名又は 名称及び住所	（譲渡人）氏名又は名称・ 住所 （譲受人）氏名又は名称・ 住所
譲渡及び譲受けの理由	他記

備考 1 同欄の数字は、日本産業関係法4条によること。  
 2 人工業等の訂上げ及び人工業等の管理に関する法律第10条第1項各号に掲げる書類及び譲渡人の許可証の写しを添付すること。



様式第六（第十条第二項関係）

**様式第六（第十条第二項関係）**

法人の合併による打上げ関係者の地位に係る認可申請書

認可番号	
届出年月日	
届出先及び届出番号	

内閣府大臣 殿 年 月 日

(郵便番号)  
 住 所  
 合併する法人の名称  
 代表 者  
 (郵便番号)  
 住 所  
 合併する法人の名称  
 代表 者

下記のとおり、人工業監督の打上げ及び人工業監督の管理に関する法律第10条第3項の規定により、法人の合併による打上げ関係者の地位について認可を受けたい旨で申請します。

記

合併する法人の名称	年 月 日
合併する法人の名称	年 月 日
合併する法人の名称	年 月 日
合併する法人の名称	年 月 日
合併する法人の名称	年 月 日

備考 1 関係の法令は、日本国憲法第44条とする。

2 人工業監督の打上げ及び人工業監督の管理に関する法律施行規則第3条第2項各号に掲げた書類及び関係書類の許可証の写しを添付すること。

様式第七（第十条第三項関係）

**様式第七（第十条第三項関係）**

法人の合併による打上げ関係者の地位に係る認可申請書

認可番号	
届出年月日	
届出先及び届出番号	

内閣府大臣 殿 年 月 日

(郵便番号)  
 住 所  
 合併する法人の名称  
 代表 者

下記のとおり、人工業監督の打上げ及び人工業監督の管理に関する法律第10条第3項の規定により、法人の合併による打上げ関係者の地位について認可を受けたい旨で申請します。

記

合併する法人の名称	年 月 日
合併する法人の名称	年 月 日
合併する法人の名称	年 月 日
合併する法人の名称	年 月 日
合併する法人の名称	年 月 日

備考 1 関係の法令は、日本国憲法第44条とする。

2 人工業監督の打上げ及び人工業監督の管理に関する法律施行規則第3条第3項各号に掲げた書類及び関係書類の許可証の写しを添付すること。

様式第八（第十一条第一項関係）

**様式第八（第十一条第一項関係）**

人工業監督の打上げに関する許可の取消届出書

認可番号	
届出年月日	
届出先及び届出番号	

内閣府大臣 殿 年 月 日

(郵便番号)  
 住 所  
 (法人にあっては、名称)  
 代表 者

下記のとおり、人工業監督の打上げ及び人工業監督の管理に関する法律第11条の規定により、届出します。

記

取消の理由	年 月 日
取消の理由	年 月 日
取消の理由	年 月 日
取消の理由	年 月 日
取消の理由	年 月 日

備考 1 関係の法令は、日本国憲法第44条とする。

2 許可取消の理由が人工業監督の打上げ及び人工業監督の管理に関する法律第11条第1号から第3号までのものである場合は、許可証を添付すること。

様式第九（第十三条第一項関係）

**様式第九（第十三条第一項関係）**

型式認定申請書

内閣府大臣 殿 年 月 日

(郵便番号)  
 住 所  
 (法人にあっては、名称)  
 代表 者

下記のとおり、人工業監督の打上げ第4条第1項第3号の設計に関する法律第13条第1項の規定により、申請します。

記

人工業監督の打上げ第4条第1項第3号の設計(1)の名称	
現行中継線業者の設計(人工業監督の打上げ第4条第1項第3号の設計)と類似及び打上げ関係の類似の型式と類似する型式	
人工業監督の打上げ第4条第1項第3号の設計(2)の名称	
人工業監督の打上げ第4条第1項第3号の設計(2)の名称	

備考 1 関係の法令は、日本国憲法第44条とする。

2 人工業監督の打上げ及び人工業監督の管理に関する法律施行規則第3条第4項各号に掲げた書類を添付すること。

(別紙) 人工集積の打上げ用ロケットの設計

1 概要

主要部分	
型式 (図 1)	
機体の長さ (図 2)	
総質量	
機体アーク幅の 射撃及び重量	
口径 (mm)	
口径 (口径倍率) (mm)	
口径質量 (kg)	
口径質量 (質量比)	
射撃方法	
射撃準備の方法	

注 1 口径とは、機体射撃口の直径 (口径) の寸法に口径倍率を掛けた長さ、例: 口径 40mm、口径倍率 2倍、機体射撃口は 80mm となる事をいう。例: 口径 40mm

機体システム仕様

型式 (図 3)	
口径 (mm)	
口径質量 (kg)	
口径質量 (質量比)	
口径質量電子制御	

機体の主要部分	
機体の長さ (図 2) (口径倍率に機体アーク幅の寸法を乗算した長さ)	
口径 (mm)	
口径質量 (kg)	
口径質量 (質量比)	
口径質量電子制御	
口径質量電子制御	
口径質量電子制御	
口径質量電子制御	
口径質量電子制御	
口径質量電子制御	
口径質量電子制御	
口径質量電子制御	

口径質量電子制御 (口径質量電子制御)

口径質量電子制御	
口径質量電子制御	
口径質量電子制御	
口径質量電子制御	
口径質量電子制御	

- 2 ロケットシステム設計
- 3 射撃安全管理に係る主要構成要素等  
射撃安全管理、射撃安全管理
- 4 システム設計 (図 3) (図 4)  
注 1 機体システム、口径質量電子制御等  
注 2 射撃準備等の安全に係る構成要素
- 5 機体および射撃システム (以下「機体システム」という) 機体の射撃のための機体システム設計 (図 5) (図 6) (図 7) (図 8) (図 9) (図 10)

様式第十 (第十三条第四項及び第十四条第二項関係) 様式第十一 (第十四条第一項関係)

様式第十 (第十三条第四項及び第十四条第二項関係)

型式 (型式) 様式第十

下記のとおり申請のあった人工集積の打上げ用ロケットの設計について、人工集積等の打上げ及び人工集積の管理に関する法律 第 13 条第 1 項 第 4 条第 1 項 の規定により型式 (型式) 認定を行う。

年 月 日

内閣府大臣 殿

1 申請年月日

2 型式認定を受けた者の氏名又は名称

3 型式認定番号

4 人工集積の打上げ用ロケットの型式及び機体の名称

型式:  
機体の名称:

様式第十一 (第十四条第一項関係)

型式認定に係る変更の認定申請書

型式認定番号	型式認定年月日	内容

内閣府大臣 殿

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称)  
番 号

下記のとおり、人工集積の打上げ用ロケットの型式認定に係る変更の認定を受けたいので、人工集積等の打上げ及び人工集積の管理に関する法律 第 4 条第 1 項の規定により、申請します。

年 月 日

変更の内容	新 規	消 滅

変更理由

備考 1 図面の氏名とは、中央官報掲載の氏名です。  
2 人工集積等の打上げ及び人工集積の管理に関する法律施行規則 第 3 条第 2 項 第 1 号の条件等に基づいて認められる書類のうち変更申請に係る書類、当該変更の人工集積の打上げ用ロケットの設計が安全かつ確実に運用されていることを証明する書類及び型式認定書の写しを添付すること。

様式第十二（第十四条第四項関係）

様式第十二（第十四条第四項関係）

型式認定に係る変更届書

型式認定番号	
型式認定年月日	
型式	

内閣府大臣 殿

年 月 日

（郵便番号）  
 住 居  
 街 名  
 （法人にあっては、名称）  
 番 号

下記のとおり、人工集塵の打上げ用ケットの型式認定に係る変更をします。人工集塵機の打上げ及び人工集塵の管理に関する技術書４号と第２項の規定により、届出をします。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		

- 備考 1 前項の本文とは、日本国電機協会の定めること。
- 2 当該変更事項に係る書類及び型式認定書の写しを添付すること。

様式第十三（第十六条第一項関係）

様式第十三（第十六条第一項関係）

適合認定申請書

年 月 日

内閣府大臣 殿

（郵便番号）  
 住 居  
 街 名  
 （法人にあっては、名称）  
 番 号

下記のとおり、打上げ機種の適合認定を求めたいので、人工集塵機の打上げ及び人工集塵の管理に関する技術書４号と第２項の規定により、申請をします。

記

打上げ機種の構造、構造及び設置の図解	
型式認定番号	
型式	
適合認定年月日	年 月 日
適合認定申請者の住所の人工集塵機が打上げ用ケットの型式に適合し、かつ打上げ機種の構造の適合を確保する方法	

- 備考 1 前項の本文とは、日本国電機協会の定めること。
- 2 人工集塵機の打上げ及び人工集塵の管理に関する技術書第４号と第２項各号に掲げる書類を添付すること。

様式第十四（第十六条第四項及び第十七条第二項関係）

様式第十四（第十六条第四項及び第十七条第二項関係）

打上げ機種（変更）認定書

下記のとおり申請書のあった打上げ機種について、人工集塵機の打上げ及び人工集塵の管理に関する技術書第４号と第２項の規定により適合（変更）認定を行う。

年 月 日

内閣府大臣 殿

記

- 1 申請年月日
- 2 適合認定を受けた者の氏名又は名称
- 3 適合認定番号
- 4 対象とする人工集塵機の打上げ用ケットの型式
- 5 打上げ機種の名称及び構造  
 名称：  
 構造：

様式第十五（第十七条第一項関係）

様式第十五（第十七条第一項関係）

組合経営に係る変更の届出申請書

届出申請書番号	
届出受理年月日	
届出	

内閣府大臣 殿 年 月 日

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称)  
番 号

下記のとおり、行上り取締役の適合状況に係る変更の届出をさせていただきます。人工職業等の行上り及び人工職業の管理に関する法律第17条第1項の規定により、申請します。

届

変更の内容	新	旧
変更理由		

備考 1 前記の内容及び、日本職業別労働人4となること。  
2 人工職業等の行上り及び人工職業の管理に関する法律施行規則第4条第2項第1号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類、当該変更後の行上り取締役が指定労働者の就業に適合していることを証明する書類及び行上り取締役の変更の年しを証明すること。

様式第十六（第十七条第四項関係）

様式第十六（第十七条第四項関係）

組合経営に係る変更の届出申請書

届出申請書番号	
届出受理年月日	
届出	

内閣府大臣 殿 年 月 日

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称)  
番 号

下記のとおり、行上り取締役の適合状況に係る変更をいたしましたので、人工職業等の行上り及び人工職業の管理に関する法律第17条第2項の規定により、届け出ます。

届

変更の内容	新	旧
変更理由		

備考 1 前記の内容及び、日本職業別労働人4となること。  
2 当該変更事項に係る書類及び行上り取締役の変更の年しを証明すること。

様式第十七（第二十条第一項関係）

様式第十七（第二十条第一項関係）

人工職業の管理に係る許可申請書

内閣府大臣 殿 年 月 日

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称)  
番 号

下記のとおり、人工職業の管理の許可をさせていただきます。人工職業等の行上り及び人工職業の管理に関する法律第20条第1項の規定により、申請します。

届

人工職業の名称	
人工職業の管理の目的	
人工職業の職能	
人工職業の種類の 名称及び方法	<input type="checkbox"/> 調剤 <input type="checkbox"/> 透析・加温 <input type="checkbox"/> テキストセンシング <input type="checkbox"/> 可聴音 <input type="checkbox"/> 呼吸器の調整・調整（他） <input type="checkbox"/> その他（ ） 併せて労働者の健康及び安全に関する事業活動の促進に関する法律第2条第1号に掲げる事業活動の促進及び労働者の健康の維持に関する事業活動
人工職業の種別 (別添1)	
法律第20条第4号 に定める許可業務 の内容	<input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ <input type="checkbox"/> ニ
管理計画 (別添2)	
届出申請書の 記入は本府及び住 民(申請者の個人)	

労働者(労働者) に係る事業(行)及び その内容、申請書 に添付の書類	
人工職業の管理に 係る業務(行)の 種別の名称	<input type="checkbox"/> 甲 <input type="checkbox"/> 乙

備考 1 前記の内容及び、日本職業別労働人4となること。  
2 人工職業等の行上り及び人工職業の管理に関する法律施行規則第20条第2項第1号に掲げる書類を添付すること。

(様式1) 人工衛星の構造

1 種類	(行: 1行/列: 1列)
2 用途	(用途)
3 搭載機	(機名)
4 設計者	
5 電波方式	
6 送受信機	
7 推進方式	
8 燃料	
9 搭載機器	
10 搭載機器	
11 搭載機器	
12 搭載機器	
13 搭載機器	
14 搭載機器	
15 搭載機器	
16 搭載機器	
17 搭載機器	
18 搭載機器	
19 搭載機器	
20 搭載機器	
21 搭載機器	
22 搭載機器	
23 搭載機器	
24 搭載機器	
25 搭載機器	
26 搭載機器	
27 搭載機器	
28 搭載機器	
29 搭載機器	
30 搭載機器	
31 搭載機器	
32 搭載機器	
33 搭載機器	
34 搭載機器	
35 搭載機器	
36 搭載機器	
37 搭載機器	
38 搭載機器	
39 搭載機器	
40 搭載機器	
41 搭載機器	
42 搭載機器	
43 搭載機器	
44 搭載機器	
45 搭載機器	
46 搭載機器	
47 搭載機器	
48 搭載機器	
49 搭載機器	
50 搭載機器	
51 搭載機器	
52 搭載機器	
53 搭載機器	
54 搭載機器	
55 搭載機器	
56 搭載機器	
57 搭載機器	
58 搭載機器	
59 搭載機器	
60 搭載機器	
61 搭載機器	
62 搭載機器	
63 搭載機器	
64 搭載機器	
65 搭載機器	
66 搭載機器	
67 搭載機器	
68 搭載機器	
69 搭載機器	
70 搭載機器	
71 搭載機器	
72 搭載機器	
73 搭載機器	
74 搭載機器	
75 搭載機器	
76 搭載機器	
77 搭載機器	
78 搭載機器	
79 搭載機器	
80 搭載機器	
81 搭載機器	
82 搭載機器	
83 搭載機器	
84 搭載機器	
85 搭載機器	
86 搭載機器	
87 搭載機器	
88 搭載機器	
89 搭載機器	
90 搭載機器	
91 搭載機器	
92 搭載機器	
93 搭載機器	
94 搭載機器	
95 搭載機器	
96 搭載機器	
97 搭載機器	
98 搭載機器	
99 搭載機器	
100 搭載機器	

(様式2) 管理計画

- 人工衛星管理設備の概要
- 人工衛星の管理の方法
- 分機又は結合機等の人工衛星の管理への干渉防止
- 異常時の検知防止
- 他の人工衛星等との衝突回避
- 終了措置
- 人工衛星の管理を実施する体制の構築  
(管理の組織及び業務、異常事態への対応、セキュリティ対策の構築等)

様式第十八(第二十条第六項及び第二十五条第二項関係)

人工衛星の管理(変更)許可証

下記のとおり申請のあった人工衛星の管理について、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する事項(第二十条第六項、第二十五条第二項)の規定により(変更)許可する。

年 月 日 内閣府大臣 記

- 申請年月日
- 人工衛星管理者の氏名又は名称
- 許可番号
- 人工衛星の名称
- 人工衛星管理設備の構成
- 許可に付した条件

様式第十九(第二十五条第一項関係)

人工衛星の管理に係る変更の許可申請書

許可番号	
申請年月日	
人工衛星の名称	

内閣府大臣 記

(変更番号)  
記 号  
記 号  
(法人にあっては、名称)  
番 号

下記のとおり、人工衛星の管理に係る変更の許可を受けたので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する申請書(第二十条第六項、第二十五条第二項)の規定により、申請します。

変更の内容	前	後
変更理由		

備考 1 両欄の大きさは、許可申請書様式A4とする。

2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する申請書の提出は、申請書の提出後2週間以内に行われなければならない。申請書の提出後2週間以内に行われなかった場合は、申請書の提出後2週間以内に行われなかったとみなされる。

様式第十八(第二十条第六項及び第二十五条第二項関係) 様式第十九(第二十五条第一項関係)

様式第二十（第二十五条第四項関係）

**様式第二十（第二十五条第四項関係）**  
人工業員の管理に係る変更届出書

届出番号	
届出年月日	
人工業員の人数	

内閣府様へ送付 年 月 日

（郵便番号）  
住 所  
氏 名  
（法人にあっては、名称）  
番 号

下記のとおり、人工業員等の打上げ及び人工業員の管理に関する法律第23条第2項に規定される変更をしたので、同項の規定により、届出書類を提出いたします。

届

変更の内容	前	後
変更理由		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 届出変更事項に係る書類及び関係の年しを添付する上。

様式第二十一（第二十六条第一項関係）

**様式第二十一（第二十六条第一項関係）**  
人工業員の事業届出書

届出番号	
届出年月日	
人工業員の人数	

内閣府様へ送付 年 月 日

（郵便番号）  
住 所  
氏 名  
（法人にあっては、名称）  
番 号

下記のとおり、人工業員に事業があったので、人工業員等の打上げ及び人工業員の管理に関する法律第25条の規定により、届け出ます。

届

届出事項の状況	前	後
届出事項の状況	住所	住所
出向及び派遣	派遣先	派遣先
届出事項の増減	人工業員の人数	人工業員の人数

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二十二（第二十七条第一項関係）

**様式第二十二（第二十七条第一項関係）**  
人工業員の管理に係る事業の譲渡及び譲受け届出申請書

届出番号	
届出年月日	
人工業員の人数	

内閣府様へ送付 年 月 日

（譲渡人）（郵便番号）  
住 所  
氏 名  
（法人にあっては、名称）  
番 号  
（譲受人）（郵便番号）  
住 所  
氏 名  
（法人にあっては、名称）  
番 号

下記のとおり、人工業員等の打上げ及び人工業員の管理に関する法律第26条第1項の規定により、人工業員の管理に係る事業の譲渡及び譲受けについて認可を受けたので申請します。

届

人工業員管理事業の譲渡に係る事項		前	後
譲渡人及び譲受人の氏名	（譲渡人）氏名又は名称		
名称及び住所	住所		
譲渡及び譲受けの理由	（譲受人）高次又は名称		
	住所		
	（譲受人）氏名		
	住所		
	（譲受人）氏名		
	住所		
	（譲受人）氏名		
	住所		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 人工業員等の打上げ及び人工業員の管理に関する法律第27条第1項各号に掲げる書類及び関係の年しを添付する上。

様式第二十三（第二十七条第二項関係）

**様式第二十三（第二十七条第二項関係）**  
人工業員の管理に係る事業の譲渡届出書

届出番号	
届出年月日	
人工業員の人数	

内閣府様へ送付 年 月 日

（郵便番号）  
住 所  
氏 名  
（法人にあっては、名称）  
番 号

下記のとおり、人工業員等の打上げ及び人工業員の管理に関する法律第26条第2項に規定される人工業員の管理に係る事業の譲渡をうるので、同項の規定により、届け出ます。

届

譲渡届出事項		前	後
譲渡人及び譲受人の氏名	（譲渡人）氏名又は名称		
名称及び住所	住所		
譲渡の理由	（譲受人）氏名		
	住所		
	（譲受人）氏名		
	住所		
	（譲受人）氏名		
	住所		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 人工業員等の打上げ及び人工業員の管理に関する法律第27条第1項各号に掲げる書類及び関係の年しを添付する上。

様式第二十四（第二十七条第三項関係）

様式第二十四（第二十七条第三項関係）

法人の合併による人工業監督者の地位の承継に関する認可申請書

申請番号	
受付年月日	
人工業監督の名称	

内閣府大臣 殿

年 月 日

（郵便番号）

住 所

合併する法人の名称

通 信 先

（郵便番号）

住 所

合併する法人の名称

通 信 先

下記のとおり、人工業監督の合併に関する認可申請書2号第4項の記載により、法人の合併による人工業監督者の地位の承継について認可を受けるために申請します。

記

人工業監督者の地位の承継に関する事項

合併の日付	年 月 日
合併後存続する法人又は合併により消滅される法人の名称	名称
及び住所	住所
合併の概要	

備考 1 前掲の表第1号は、日本経済新聞A4ページに、  
2 人工業監督の合併及び人工業監督の管理に関する法律施行規則第2号第4項各号に掲げる書類及び関係書類の許可証の写しを添付すること。

様式第二十五（第二十七条第四項関係）

様式第二十五（第二十七条第四項関係）

法人の分割による人工業監督者の地位の承継に関する認可申請書

申請番号	
受付年月日	
人工業監督の名称	

内閣府大臣 殿

年 月 日

（郵便番号）

住 所

分割する法人の名称

通 信 先

下記のとおり、人工業監督の合併及び人工業監督の管理に関する認可申請書2号第4項の記載により、法人の分割による人工業監督者の地位の承継について認可を受けるために申請します。

記

人工業監督者の地位の承継に関する事項

分割の日付	年 月 日
分割により人工業監督の管理に関する事業を承継する法人の名称	名称
及び住所	住所
分割の概要	

備考 1 前掲の表第1号は、日本経済新聞A4ページに、  
2 人工業監督の合併及び人工業監督の管理に関する法律施行規則第2号第4項各号に掲げる書類及び関係書類の許可証の写しを添付すること。

様式第二十六（第二十八条関係）

様式第二十六（第二十八条関係）

人工業監督者に係る死亡届出書

申請番号	
受付年月日	
人工業監督の名称	

内閣府大臣 殿

年 月 日

（郵便番号）

住 所

氏 名

通 信 先

下記のとおり、人工業監督の合併及び人工業監督の管理に関する認可申請書2号第1項の記載により、届け出ます。

死亡者の氏名及び住所	氏名	住所
死亡年月日	年 月 日	
死亡した者の性別		

備考 1 前掲の表第1号は、日本経済新聞A4ページに、

様式第二十七（第二十九条関係）

様式第二十七（第二十九条関係）

人工業監督の管理に係る終了届出書

申請番号	
受付年月日	
人工業監督の名称	

内閣府大臣 殿

年 月 日

（郵便番号）

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称）

通 信 先

下記のとおり、人工業監督の管理を終了するので、人工業監督の停止及び人工業監督の管理に関する法律第2号第4項の記載により、届け出ます。

記

終了届出を請求する年月日

終了届出を請求する理由	
届出書2号第4項に定める終了届出の内容	<input type="checkbox"/> ㊦ <input type="checkbox"/> ㊧ <input type="checkbox"/> ㊨ <input type="checkbox"/> ㊩

備考 1 前掲の表第1号は、日本経済新聞A4ページに、  
2 届出書2号第4号の添付を行う場合は、人工業監督の設置、変更及び管理を終了届出の内容の欄に記載すること。

様式第二十八(第三十条関係)

様式第二十八 (第三十条関係)

人工衛星管理費である法人に係る届出届書

届出番号  
届出年月日  
人工衛星の名称

内閣府大臣 殿 申 出 日

(届出人工衛星管理費) (届出番号)  
姓 名  
成 果  
(法人にあっては、名称)  
通 信 先

下記のとおり、人工衛星管理費である法人が登録に係る届出により届出したので、人工衛星管理費の打上げ及び人工衛星の管理に関する届出費第1条第1項の規定により、届出します。

記

届出た法人の名称及び住所	名称	住所
届出年月日	申 出 日	

備考 1 届出の次序は、付添書類第4号とする。

様式第二十九(第三十二条関係)

様式第二十九 (第三十二条関係)

(第1)

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する届出費第1条第2項の規定による身分証明書

届出及び氏名

姓 名  
申 出 日  
届 出 日  
内 閣 府 大 臣

(第2)

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する届出費

第1条 申請書は、この申請に履行する必要がある事項について、付添書類、第1条第1項の交付書を受けた者、第1条第2項の交付書を受けた者等として人工衛星管理費に付する届出料を納め、以下の欄に、この法人の住所(申請書の提出の場所)を記入し、この法人の代表者、関係者の住所を記載する。第1条第2項の規定による交付書は、

1 届出料の納入による法人の届出(申請書)は、この申請書に付添書類を添付し、関係者の住所を記入し、これを提出しなければならない。

2 第1条の規定による法人の届出(申請書)は、関係者の住所を記入し、これを提出しなければならない。

3 第1条第2項の規定による届出(申請書)は、第1条の規定による届出料を納め、これを提出しなければならない。

4 第1条第2項の規定による届出(申請書)は、第1条の規定による届出料を納め、これを提出しなければならない。

記 (第1)

様式第三十(第三十六条第一項関係)

様式第三十 (第三十六条第一項関係)

届出料の返戻申請書

内閣府大臣 殿 申 出 日

(届出番号)  
姓 名  
成 果  
(法人にあっては、名称)  
通 信 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する届出費第1条の規定により、届出料を納付したとして届出料の返戻について承認を受けたので、申請します。

記

届出た人工衛星の名称及び住所	届出番号	届出年月日	届出日
届出た人工衛星の名称			
届出た人工衛星の住所			
届出た人工衛星の名称及び住所			

備考 1 届出の次序は、付添書類第4号とする。

2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する届出費第1条第2項の規定による届出料を納付した者として届出料を返戻する。